


伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 様		報告者	議員名 福岡正康	
参加者名	福岡議員 西田議員 宮崎議員			
1	視察日時	令和4年10月19日 13時から15時	視察先	いなべ市
	視察事項	集落支援員のいなべ市の現状		
2	視察日時		視察先	
	視察事項			
3	視察日時		視察先	
	視察事項			
【視察の成果】				
<p>集落支援員の採用者数が、三重県内でいなべ市が極端に多いため、状況を確認しに視察を行った。集落支援員の勤務場所を聞き取ったところ、すべての部に属していて、特に業務内容を決めて採用したわけではなさそうであった。数が多いので総務省の調査もあっただけが問題が無かったそうである。</p> <p>特徴的事例として暮らしの保健室を案内してもらった。この施設の業務は、医療と暮らしに関する悩みや不安の無料相談窓口で、地域のみなさまに健康づくりに関する情報発信するとともに、だれでも立ち寄ることのできる地域に開かれた場所であり、世代を超えて繋がる交流の座所となっている。</p> <p>このNPO法人の施設に理学療法士・看護師・ケアマネージャ等医療介護の専門家が常駐していて、この人たち等の俸給は集落支援員制度を利用しているとのことであった。</p> <p>地域のために国の利用できる制度を調べたくって、国と十分打ち合わせて国の補助金をもらう。いなべ市長の基本的な政治姿勢であり職員もそれにこたえていることを実感した。</p> <p>このいなべ市の手法を伊賀市でもできないか？地域連携部で要項等作成してもらって支所市民センター等で採用してもらえないか？副市長に報告を上げてお願いしようと同行議員と話し合った。</p>				
				
考察				
費用	旅費： 2334 円 研修参加費： 円 合計： 2334 円			

#NAME?

旅程明細書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会	氏名	福岡 正康
用務名(目的・場所)	いなべ市行政視察			
	いなべ市役所			
用務従事期間 (時間)	従事 月日	10 月 19 日		従事 時間
		月 日		
		月 日		
13:30~15:00				
~				
~				

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	有料道路 通行料
				路程 km	運賃 円	急行料金 円						
10月19日	伊賀市	自家用車	いなべ市	80.7	497		497					670円
	いなべ市	自家用車	伊賀市	80.7	497		497					670円
計							円 994	円	円	円	円	円
							合計	2,334				

2人で行ったため、有料道路通行料を2人で折半

西田議員と2人で行動

令和4年10月11日

伊賀市議会議員 様

議員名 福田正康
(自家用車提供者)

政務活動費自家用車使用届 (車賃計算書)

下記のとおり、調査研究等のため自家用車を使用しますので届け出ます。

調査年月日	2022年10月19日 ~ 年 月 日		
目的地 (調査研究等場所)	伊賀市役所 (伊賀市役所)		
調査研究等の内容	集落支援員について 視察		
自家用車使用経路	出発地	伊賀市中野野535 (自宅)	
	到着地	伊賀市役所 (伊賀市北勢町阿下喜31)	
自家用車を使用する理由	所要時間が短縮され効率的であるため		
同乗者	西田義典		
自家用車の車種	トヨタ イオン	高速・有料道路利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
型式	DBA-KGC30	有料駐車場利用	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

以下、事務局記入欄

自家用車使用経路 (出発地~到着地)	走行距離 (km)	燃費値 (km/L)	自動車燃料 単価 (円)	ガソリン代 (円)
	A	B	C	A÷B×C
自宅 ~ 伊賀市役所	80.8	27.6	157 156	(452.7×1.1) 495 497.2
伊賀市役所 ~ 自宅	80.7	27.6	156	(452.7×1.1) 497.2
~			156	497.2
合計				994 円

(算出根拠) ※走行距離は、ルート検索ソフト等の地図上で計測する。(km 未満は切り捨て)

※燃費値は、国土交通省が公開する「自動車の燃費性能に関する公表」による。

※自動車燃料単価は、出発日の属する月の市の契約単価による。

伊賀市議会政務活動費明細書

伊賀市議会議長 様

報告者
議員名

福岡正康

支出項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけて下さい)

内 容

日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
10/19	有料道路通行料 亀山～大安	1340	1/2	670
/	" 大安～亀山	1340	1/2	670
/				
/				
/				
/				
/				
/				
計				1340 円

領収書等添付用紙

議員名

福岡正康

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけてください。)

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 大安

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年10月19日11時45分

車種 普通

通行料金 ¥1,340-
(現金)

—入口料金所— 亀山

ETC利用は請求額が変わる場合があります

通行料金は、消費税率10%対象です

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-00231108-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 亀山

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年10月19日17時06分

車種 普通

通行料金 ¥1,340-
(現金)

—入口料金所— 大安

ETC利用は請求額が変わる場合があります

通行料金は、消費税率10%対象です

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号213-00091625-00

日時
令和4年10月19日(水)
午前13時30分から

場所
いなべ市役所 議会棟 第2委員会室



伊賀市議会 様 行政視察

～ ようこそ いきいき笑顔応援のまち いなべ市へ ～

◆◆◆ 本日の進行予定 ◆◆◆

1 あいさつ

2 研 修

集落支援員制度について

3 施設見学

- ・ 議場
- ・ 行政棟
- ・ にぎわいの森

平成30
元

60
131

市職員 行政手続

令和3年度 集落支援員に要する経費に係る特別交付税の算定に用いる基礎数について

	担当課	支援名	専任	兼任
			人数	人数
1	政策課	地域おこし支援員	1	
2	広報秘書課	広報支援員 基幹統計調査支援員	3	
③	市民活動室	市民活動支援員	4	
4	防災課	地域防災支援員	1	
5	交通政策課	バス管理支援員	1	
6	環境政策課	環境パトロール員	3	
7	環境衛生課	粗大ごみ場支援員	10	
8	社会福祉課	施設医療的ケア支援員	1	
⑨	長寿福祉課	暮らしの保健室支援員 総務省	4	2
⑩	長寿福祉課	有償ボランティア活動支援員	1	3
11	保育課	保育園支援員	4	
12	発達支援課	療育支援員	1	
13	発達支援課	教育相談専門員	1	
14	家庭児童相談室	養育支援訪問員		9
15	獣害対策課	サルパトロール支援員	6	
16	建設課	道路パトロール員	4	
17	学校教育課	地域コーディネーター・ <u>コミュニティスクール推進員</u> ・学び舎アドバイザー・学校教育推進員	21	Max 50 55
18	生涯学習課	放課後子ども教室支援員	2	
合計			68	69

15分 10時
1~2時15分

445万
350万
700万4千

期6 年

伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 様		報告者	議員名 福岡正康
参加者名	福岡議員		
1	視察日時	1月30日 8時50分より11時	視察先 雲南市
	視察事項	雲南市まちづくり基本条例の現状及び課題について	
2	視察日時	1月31日 10時より12時	視察先 丹波笹山市
	視察事項	避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について	
3	視察日時	1月31日 15時より16時30分	視察先 朝来市
	視察事項	自治基本条例の検証等	

【視察の成果】

① 雲南市まちづくり基本条例の現状及び課題

雲南市は6町が合併し、現在人口36,007人高齢化率40.1%である。おおむね小学校区で広域的な地縁組織(30組織)を編成していて、地域課題の解決を図っている。地域自主組織に対して、市は指定管理料・地域づくり活動交付金・地域づくり担当職員による企画指導支援を実施して、各交流センター中心の行政運営がされている。「別紙」。伊賀市に比べると格段に市中心部周辺部の概念がない。

行政・市民の多機能自治に対する理解も深く条例の趣旨に基づき民主的な運営を実施している。また小規模多機能自治推進ネットワークの事務局として全国的な普及を図っている。

また、「市民のチャレンジを応援する条例」を制定して「市長は雲南市におけるチャレンジの取り組みを理解し、必要な支援をしなければならない。」、子どもチャレンジ・教育魅力化・若者チャレンジ・雲南コミュニティキャンパス・大人チャレンジ・企業チャレンジ・市民チャレンジ等いろいろな事例がある。

② 丹波笹山市の避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について

避難行動要支援者の1人ひとりについて、本人や家族を交え、地域の人と福祉の専門員と一緒に、対象者の身体の様子や生活にあった避難支援方法を話し合い、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を作成、実践している。福祉理解研修会の開催・災害時ケアプラン課題整理票の作成・避難方法の確認等実施している。

災害情報を流すのがメインの仕事(行政の限界か?)で「自分の命は自分で守ってほしい」とお願いしている伊賀市との違いを感じた。

③ 朝来市自治基本条例の現状

朝来町・生野町・山東町・和田山町が合併して人口27,747人面積403平方キロメートルに朝来市が誕生した。人口減少と少子高齢化の波で課題が山積、担い手が減少し自治機能が維持できない等将来を見据えて「地域住民自治協議会」が設立された。伊賀市と大きく違う点は、「朝来市自治基本条例内部検証報告書」で毎年内部検証がされていることである。

また地域おこし協力隊制度を積極的に活用している「別紙」

考察

雲南市・朝来市とも規模のよく似た町が合併しているため、伊賀市でいう「中心市街地の活性化」の概念がない。市民・地域が中心になって、身近な生活者として、末端行政を運営している。住民自治基本条例をどう変えていくか。多くの課題が浮かび上がった。

費用	旅費: 68,380 円	研修参加費: 円	合計: 68,380 円
----	--------------	----------	--------------



旅程明細書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会	氏名	福岡正康
用務名(目的・場所)	①1/30 雲南市役所「まちづくり基本条例の現状及び課題について」 ②1/31 丹波篠山市役所「避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について」 ③1/31 朝来市役所「自治基本条例の検証等」視察			
	①島根県雲南市役所 ②兵庫県丹波篠山市役所 ③兵庫県朝来市役所			
用務従事期間 (時間)	従事 月日	1 月 30 日	従事 時間	① 8:50~11:00
		1 月 31 日		② 10:00~12:00
		1 月 31 日		③ 15:00~16:30

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	
				路程	運賃	急行料金						
				km	円	円	円	円	円	円	円	
1月29日	伊賀神戸	近鉄	難波	77.5	1,160	920	2,080					
	難波	地下鉄	新大阪	7.6	280		280					
	新大阪	JR	広島	341.6	5720	4,910	10,630					
	広島	高速バス	木次高速		4,000		4,000					
	木次高速	徒歩	ホテル上代	1.6					7,700	上限 1700		
1月30日	ホテル上代	タクシー	雲南市役所	2.4	1,820		1,820				込	
	雲南市役所	タクシー	木次高速	3.2	1,460		1,460					
	木次高速	高速バス	広島		4,000		4,000					
	広島	JR	新大阪	341.6		4,710						
	新大阪	JR	篠山口	69.9		660						
	篠山口	タクシー	篠山観光ホテル	計上しない				1,500	5,600	上限 1700		
1月31日	篠山観光ホテル	徒歩	丹波篠山市役所								900	
	丹波篠山市役所	タクシー	篠山口	4.9		タクシー代 2090						
	篠山口	JR	和田山	78.6		1,320						
	和田山	徒歩	朝来市役所									
	朝来市役所	徒歩	和田山									
	和田山	JR	新大阪	148.5	2,640	1,750	4,390					
	西梅田	地下鉄	難波	4.1	230		230					
	難波	近鉄	伊賀神戸	77.5	1,160	920	2,080	1,500				
計							円	円	円	円	円	
							47,780	3,000	13,300	3,400	900	
							合計	68,380				円

※ 出発時刻が午前6時以前になるため、前泊計上

1月29日 No1

領収書等添付用紙	議員名	福岡正康
----------	-----	------

①調査研究費 研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
 人件費・事務所費 (該当項目に〇をつけてください。)

1月29日

車	自宅～伊賀神戸	
①近鉄	伊賀神戸～難波	2,080
地下鉄	難波～新大阪	280
②JR	新大阪～広島	10,630
③高速バス	広島駅～木次高速	4,000
4夕食	ドンショウ	1,903
⑤宿・朝食	ホテル上代	7,700

③ ならないように添付すること。
 ③ 付けせざるに裏面が確認できるように

発行No. 006572

領収書
 福岡正康 様

領収書金額
 広島駅～木次高速 金4,000円
 乗車券代として
 上記金額を正に領収致しました。

領収日
 2023年 1月29日

株式会社広島バスセンター

〒730-0011
 広島市中区基町6番27号
 TEL:082-225-3141

領収書 ① No.20825774

Receipt 様

領収年月日 2023. 1. 29
 金額 ¥2,080-

上記金額確かに領収いたしました

購入商品
 乗車券等

Tickets
 近畿日本鉄道株式会社
 23- 1-29 10:15:28 伊賀神戸208

印紙税申告納
 付につき天王寺
 税務署承認済

①乗車券 1160円 + 特急券 920円

② 領 収 証
 RECEIPT

No. 060401 D

2023. 1. 29 日

ご氏名 福岡正康 様

新大阪～広島

②乗車券 5720円
 特急券 (指定席) 4910円

(ご注意)
 本証に、支店名、支店
 印、責任者印無きもの
 及び金額欄を訂正した
 ものは無効とします。

金額 ¥10,630

ただし JR券代金(消費税額10%)として

上記金額正に領収いたしました。

- ①現金
 ②クレジット
 (VISA , JCB)
 (DC , UC)
 (カード)
 ③その他()

50,000円以上

収入印紙

株式会社日本旅行

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

TIS新大阪支店

責任者印

扱者名

領収書等添付用紙	議員名	福岡正康
----------	-----	------

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)

⑤

領 収 証


収入印紙

福岡正康 様

¥ 7,700-


決済: 朝倉代 様 (7)
 令和 5年 11月 29日
 高根県雲南市三刀屋町三刀屋20
 有限会社 上 代

区 分	金 額
現金	✓
小切手	
カード	
振 込	
相 殺	




ホテル上代
 TEL(0854)45-5900
 FAX(0854)45-2655

取扱者



ラウンジ
LOUNGE YU
 TEL(0854)45-2500

取扱者



1A30日 No.1

領収書等添付用紙	議員名	福岡正康
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		

1月30日・31日

1A30日	① タクシー	ホテル～雲南市役所	1,820
	② タクシー	雲南市役所～高速バス乗り口	1,460
	③ 高速バス	木次高速～広島駅	4,000
	④ JR	乗車県広島～和田山・新幹線・特急	19,110
	5 タクシー	和山観光 和山駅～ホテル	2,330
	6 夕食	ツツメ食堂	2,000
	⑦ 宿泊	篠山観光ホテル	5,600
特記 1月31日	8 朝食	スーパー	947
時間なし	⑨ タクシー	市役所～ 和山観光 和山駅	2,090
	10 地下鉄	梅田～難波	
	⑩ 近鉄	難波～伊賀神戸	2,080
	12 車	伊賀神戸～自宅	

領収書(合計)の計

① 領収書
 福岡正康 No.1970
 日付 2023年01月30日
 車番 000246 0000
 基本運賃 ¥1,820円
 合計 ¥1,820円
 上記の様に領収致しました
 タクシーのご用命は 和山観光
 雲南市三刀町三刀屋67-4
 三葉タクシー(有)
 TEL 0854-45-2121
 市内 バス 駅

② 領収書
 福岡正康 No.7097
 日付 2023年01月30日
 車番 001494 0000
 メータ料金 ¥1,460円
 合計 ¥1,460円
 上記の様に領収致しました
 タクシーのご用命は
 雲南市三刀町三刀屋67-4
 三葉タクシー(有)
 TEL 0854-45-2121

ホテル～駅～市役所
 駅で雷でJRが動かない
 どうか確認あり
 市内のみはかかった

市役所～木次高速バス乗り口
 バスなし

領収書等添付用紙	議員名	福岡正康
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		

項目ごとに領収書添付


③ 領 収 証 No 017000

福岡正康 様


印
紙

金 額											円
											44000

但 枚数 1日 ~ 広島
上記金額正に領収いたしました
令和5年 1月30日


一畑バス株式会社
 本社 鳥根県松江市西川津町1656-1
 TEL (0852) 20-5200(代)

入金形態
現金・小切手・振込

発行所 _____ 取扱者 

取扱者印なきものは無効とする 21.2 3×50×50

④ 領 収 書

Receipt
 領収年月日 2023. - 1. 30
 金額 ¥19,110 (消費税等込み) 福岡正康 様
 上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (30927 6枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 広島駅
 広島駅F3発行 40928-01

印紙税申告納
付につき大定
税務署承認済

1/30 乗車券 広島 → 和田山 8030円
 1/31 ~~和山~~ 和田山 → 新大阪 2640円
 1/30 特急 広島 → 新大阪 4710円
 " " 新大阪 → 篠山口 660円
 1/31 " 篠山口 → 和田山 1320円
 " " 和田山 → 新大阪 1750円
 計 19,110円

1月31日

領収書等添付用紙

議員名

福岡正康

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)

項目ごとに領収書添付

- ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。
- ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。
- ・A4以上の大きさと貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。
- ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。

⑨ 領収書

福岡正康

毎度ご乗車ありがとうございます。

乗車番号 610号

2023年01月31日

乗車料金
¥2090円

上記の通り正に領収致しました。

日本交通株式会社

丹波篠山市大沢165

領収書のお問い合わせは

(079)594-1188

市役所一篠山口駅
時間かかった

領 収 書

604660

⑪

福岡正康様

金額	位	千	百	十	円	千	百	十	円
					7	2	0	8	0

ただし 特急券・乗車券代

上記の金額を領収いたしました。

2023 年 月 日

近畿日本鉄道株式会社

05 大阪難波駅 発行

収入
印紙

取扱者



三重県伊賀市議会 福岡正康議員 行政視察研修次第

日 時：令和5年1月30日(月)
午前9時00分～11時00分
場 所：雲南市役所5階全員協議会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 視察研修

【研修事項】

「雲南市まちづくり基本条例 現状および現時点での課題について」

説明者： 政策推進課 GL 山本 亮

「地域自主組織による小規模多機能自治の取り組みについて」

説明者： 地域振興課 GL 大谷吾郎

【質疑および意見交換】

5. 閉 会

歓迎

ようこそ雲南市にお越しくございました。

本市の事例が伊賀市議会議員 福岡正康 様のお役に立つことができれば幸いです。

この研修が実りあるものでありますようご期待申し上げます。



雲南市まちづくり基本条例 附属資料

地方分権がすすみ、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点がこれまで以上に求められています。

雲南市まちづくり基本条例とは、こうした時代にふさわしいまちづくりをすすめるため、市民・議会・行政それぞれの役割や、市民参加のルール、行政の仕事のすすめ方など雲南市独自の基本ルールを定めたものです。

平成20年（2008年）

この附属資料は、「まちづくり基本条例の制定に向けた提言」や、まちづくり推進懇話会議での議論をもとに作成しています。



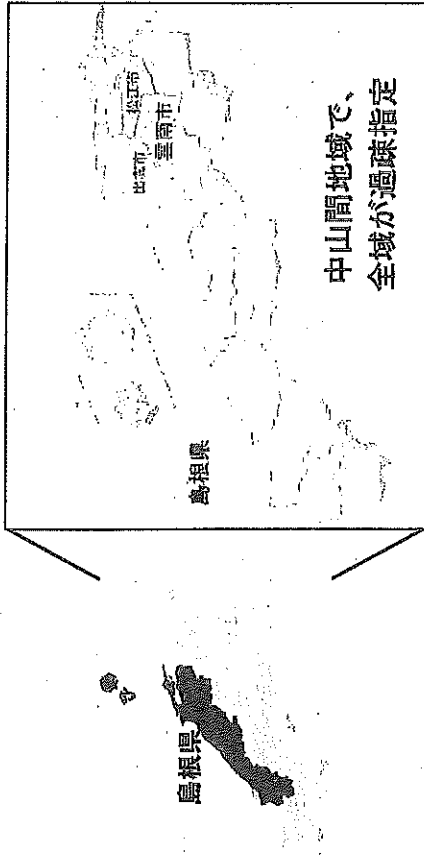
小規模多機能自治による 住民主体のまちづくり

～雲南市の地域自主組織～

令和5年1月30日
島根県雲南市
(政策企画部地域振興課)

雲南市の概要

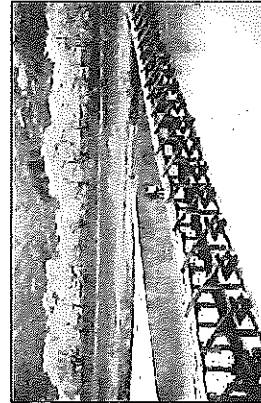
・平成16年11月1日、6町村で合併し、「雲南市」誕生。



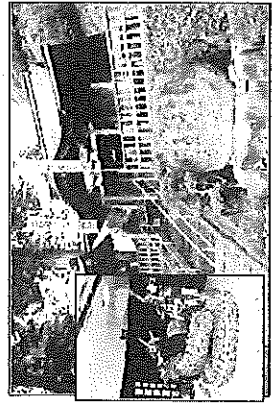
中山間地域で、
全域が過疎指定

■ 面積	553.2km ² (東京23区の約9割)
■ 人口	36,007人 (令和2年国勢調査)
■ 高齢化率	40.1% (令和2年国勢調査)

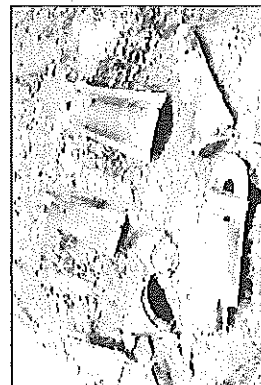
地域自主組織の概要



【日本さくら名所】斐伊川堤防桜並木



スワンオノミコト、クシナイタダロメが造ったとされる
「日本初之宮」須我神社・和歌発祥の地



全国最多の39個の銅鑛が出土
(加茂岩倉遺跡・銅鑛は国宝)



たたら製鉄の遺構・全国唯一の現存する高殿
(菅谷たたら高殿)

波多コミュニティ協議会

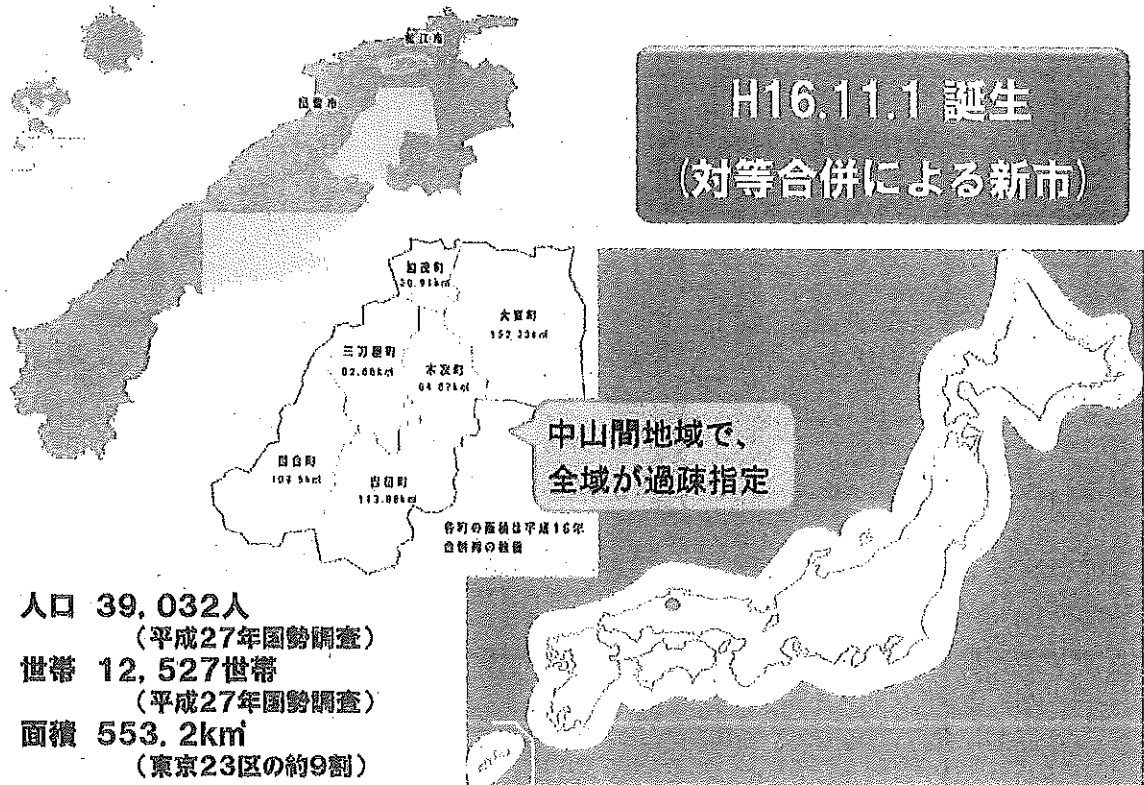
(島根県雲南市掛合町波多地区)



雲南市の概要



H16.11.1 誕生
(対等合併による新市)



- 人口 39,032人
(平成27年国勢調査)
- 世帯 12,527世帯
(平成27年国勢調査)
- 面積 553.2km²
(東京23区の約9割)

三重県伊賀市議会 行政視察次第

■日時：令和5年1月31日（火）午前10時から

■場所：丹波篠山市役所 4階 議員協議会室

1. 開会

と

2. あいさつ

3. 出席者の紹介

4. 視察内容

・避難行動要支援者個別避難計画の策定方法と活用について

472ネー 職尊・病院施設

5. 質疑応答

6. 閉会

(丹波篠山市出席者)

保健福祉部

長寿福祉課 次長

中野 朗

課長

松本ゆかり

市民生活部

市民安全課 係長

森本 良太

議会事務局

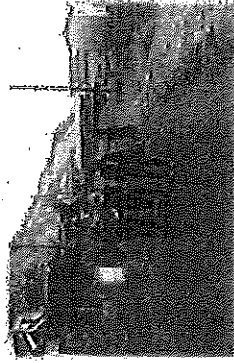
主査

太野垣 陽平

伊賀市視察投影用
(R5年1月31日)

誰ひとり取り残さない・誰ひとり取り残されない 防災

～災害時個別避難計画(災害時ケアプラン)の策定方法と活用について～



丹波篠山市
保健福祉部
市民生活部
長寿福祉課
市民安全課

丹波篠山市災害時要援護者支援の仕組み

災害時要援護者の把握 (災害対策基本法における要配慮者)



在宅・地域生活者
(障がい者のGH、サ高住等含む)

入所者・入院患者
(特養、老健、精神科病院等)

原則として施設等において対応

災害時に自ら避難することが困難なために支援を要する人

避難行動要支援者名簿作成 (市町の義務)

平常時

避難支援等関係者 (自主防災組織等) への名簿情報の提供

災害時のみ

同意

不同意・意思表示なし

(同意等の有無問わず)

介護支援専門員等の協力

災害時に備えあらかじめ情報提供 (見守り台帳)

- ☑ 課題把握・アセスメント
- ☑ 避難方法の検討・確認

(ハイリスク者)

介護支援専門員等と自主防災組織等が協力して個別避難計画作成

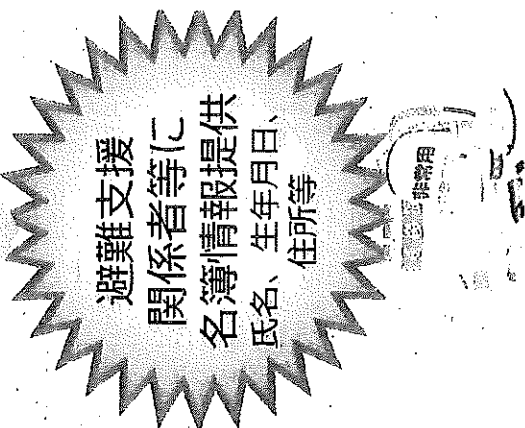
(ミドル・ローリスク者) 本人・家族、地域等で個別避難計画作成

自主防災組織等の個別避難計画作成への参画 (第5条第2項)

条例の制定その他の必要な措置の促進 (第3条第3項)

減災推進条例 (平成29年3月)

法定事項 (災害対策基本法)



見守り台帳 (平成25年開始 令和2年度見直し)

登録の目的

- ① 災害時の避難支援
- ② 発災時にできるだけ安全に避難するため、日頃からの見守り支援

登録対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 介護保険要介護3・4・5認定者
- ③ その他支援を必要な方(例 独居・高齢者世帯等で避難支援が必要な方)

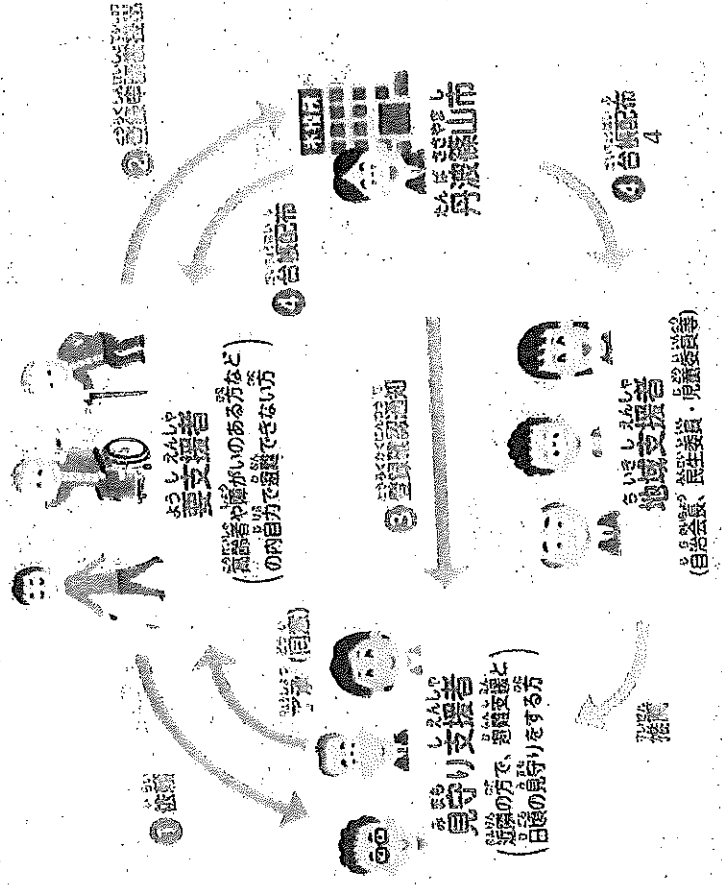
見守り台帳の配布先

自治会長、民生委員・児童委員

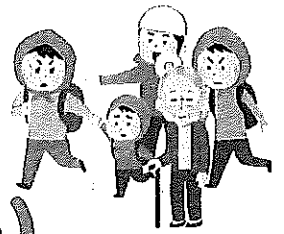
登録の状況

(令和4年12月31日現在)

- ①②の登録対象者 1,556人のうち登録者 336人 (不要申出者 599人)
- ③の登録者 290人 登録率 35.1%



さいがいじ ひとりで避難することが難しい方へ



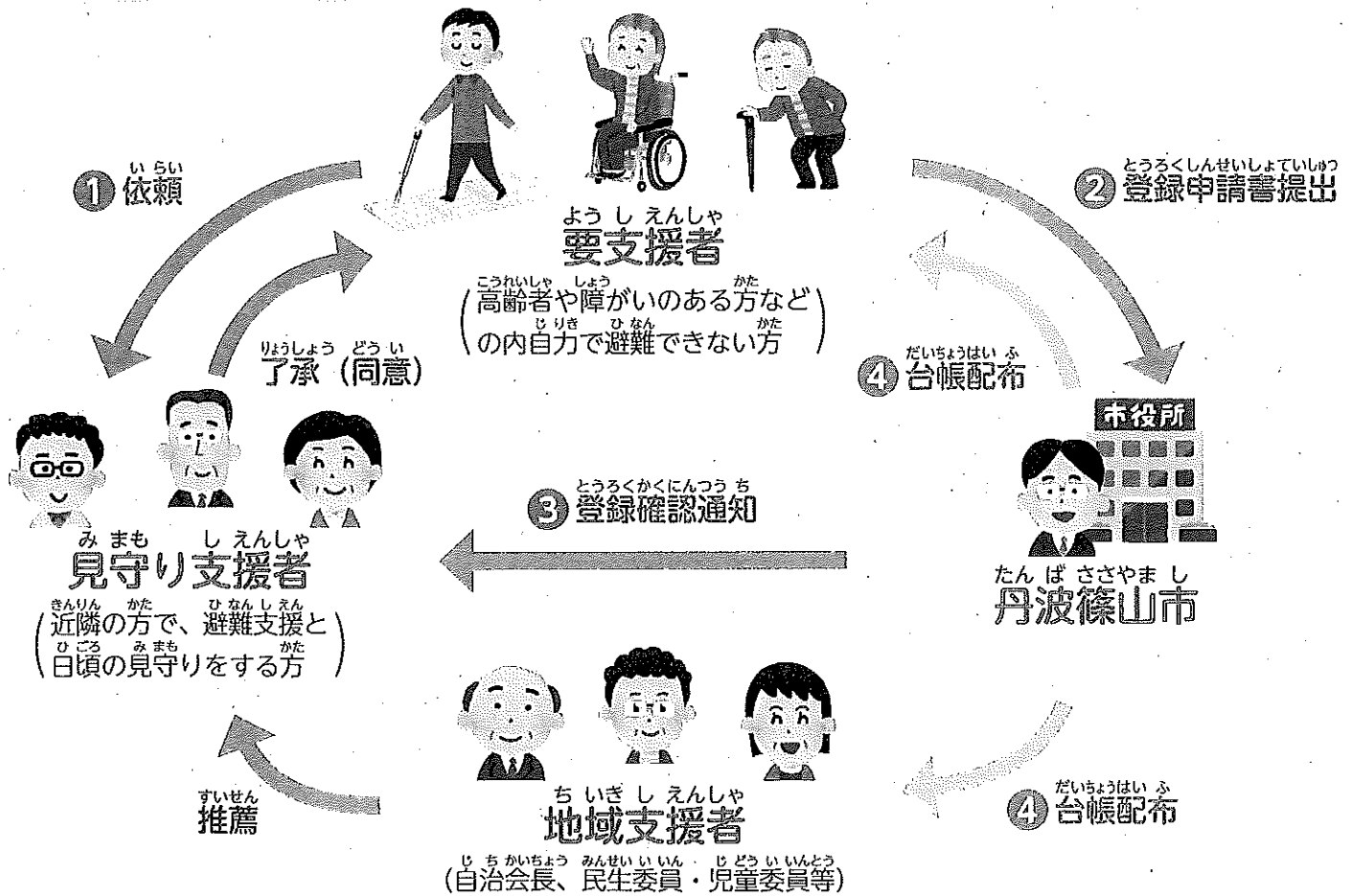
「見守り台帳」に登録ください

「見守り台帳」は、高齢者や障がいのある方など、災害時にひとりで避難することが難しい方（避難行動要支援者。以下「要支援者」といいます）への避難支援を行うため、具体的な避難支援の方法などを記した台帳の事です。

台帳は、要支援者が必要とする支援の内容と、避難支援を行う「見守り支援者」を登録し、災害時に活用できるように自治会長さんや民生委員・児童委員さんが保管します。

被害を最小限に抑えるには、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切です。

見守り台帳の登録までの流れ



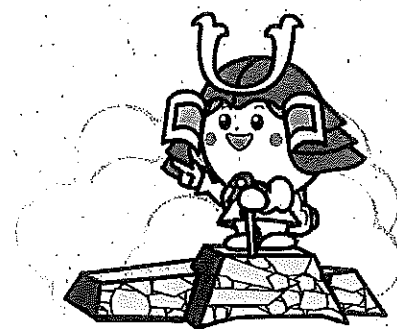
① できるだけ近くにお住いの方に見守り支援者になってもらえるように依頼し、了承を得てから、登録申請書に記入してください（見守り支援者が見つからない場合は、自治会長さん又は民生委員・児童委員さんに相談してください）。

② 市に登録申請書を提出してください。

③ 市から見守り支援者へ、了承されているかの確認を行います。

④ 市は台帳に登録し、要支援者本人、地域支援者へ台帳を配布します。

ようこそ朝来市へ



三重県伊賀市議会 行政視察 次第

日 時 令和5年1月31日 午後3時から

場 所 朝来市役所5階 5.03会議室

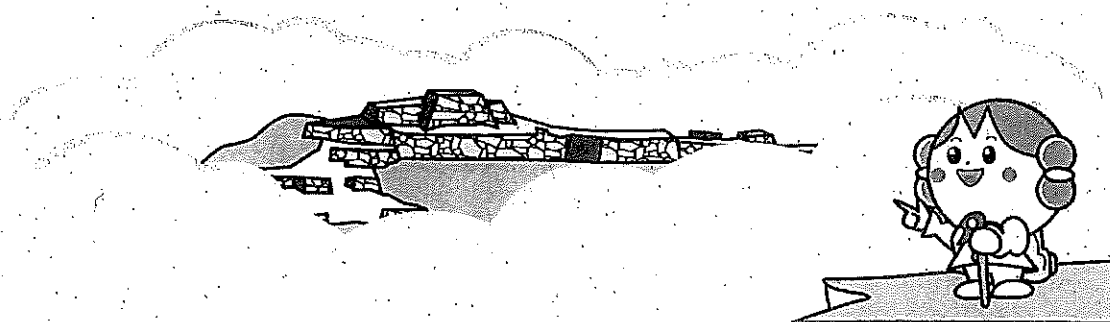
1. 開 会

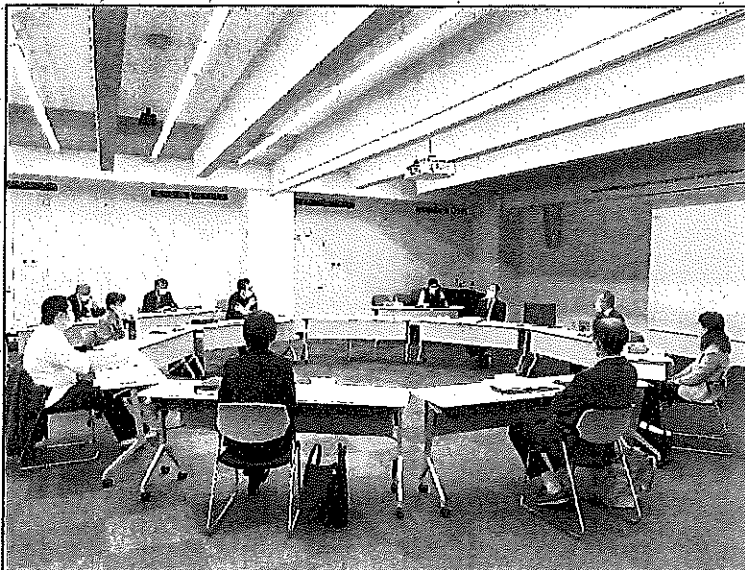
2. 研 修 [担当：まちづくり協働部 市民協働課]

・朝来市自治基本条例の現状について

(質疑・応答)

3. 閉 会





朝来市自治基本条例について

三重県伊賀市
福岡議員 様



資料

- ① 自治基本条例内部検証様式
- ② 自治基本条例条文
- ③ 自治基本条例逐条解説



朝来市自治基本条例

資料①

【条例の構成】

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民（第4条・第5条）

第2節 市議会（第6条・第7条）

第3節 行政機関（第8条・第9条）

第3章 参画と協働（第10条～第13条）

第4章 市民自治（第14条～第17条）

第5章 市政運営（第18条～第28条）

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係
（第29条・第30条）

第7章 この条例の位置付け（第31条・第32条）

前文があるのは「朝来市自治基本条例」と「朝来市議会基本条例」だけ

自治体としての基本理念や政策の意図を強調



朝来市自治基本条例

『まちづくりを進める上での最高規範』

※必要条文抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

第7章 この条例の位置付け

(最高規範性)

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。



朝来市自治基本条例

『まちづくりを進める上での最高規範』

【検証についての背景】

本条例は平成21年4月に施行された。

第7章 この条例の位置付け
(条例の見直し)

第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき 必要な見直しを行うものとする。

※逐条解説

この条例を時代にあっただりふさわしいものとしていくため、条例の見直しについて定めたものです。将来的な社会経済情勢が変化した場合に、自治のあり方もそれに対応していく必要があります。また、この条例の実効性を高めていくことも求められますので、見直しにあたっては、この条例が適切に運用されているかどうかを検証評価を行い、更には、この条例の趣旨に沿って、市民の参画を得た委員会等を設置して検討することが必要となります。

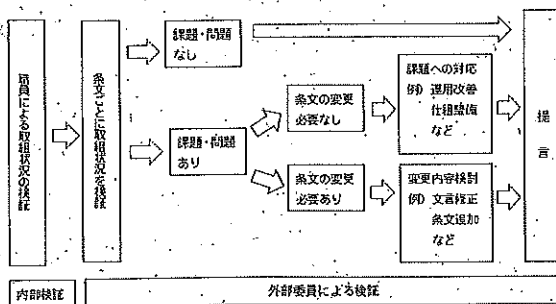


『朝来市自治基本条例審議会委員の皆さまによる検証』



朝来市自治基本条例審議会

【検証イメージ&タイムスケジュール予定 (今後の進め方)】



令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
朝来市自治基本条例検証スケジュール	委員候補 及び検証方針	委員の公募	第1回委員会 発足	第2回委員会 開催	第3回委員会 開催	第4回委員会 開催	第5回委員会 開催	委員の取組 ため 検証内容の 決定			2月15日 以上 検証完了	検証完了



朝来市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民(第4条・第5条)

第2節 市議会(第6条・第7条)

第3節 行政機関(第8条・第9条)

第3章 参画と協働(第10条-第13条)

第4章 市民自治(第14条-第17条)

第5章 市政運営(第18条-第28条)

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係(第29条・第30条)

第7章 この条例の位置付け(第31条・第32条)

附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

(2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

(まちづくりの基本原則)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

(1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、

伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 様

報告者

議員名 福岡正康

参加者名 福岡 正康

1

視察日時

令和5年2月17日
13時より15時

視察先

東近江市

視察事項

小規模多機能自治推進ネットワーク

2

視察日時

令和5年2月17日
15時より16時

視察先

能登川地区まちづくり協議会
(社)

視察事項

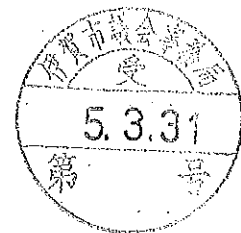
住民自治協議会の一般社団法人化

【研修の成果】

東近江市で開催された小規模多機能自治推進ネットワーク会議を傍聴した。滋賀県から近江八幡市・高島市・東近江市・社会福祉法人東近江市社会福祉協議会・認定特定非営利活動法人まちづくりネット東近江、兵庫県から伊丹市・盛岡市・明石市・朝来市・丹波篠山市・一般財団法人明石込み創造協会、奈良県広陵町・三重県伊賀市・香川県高松市・事務局雲南市が参加した。

話題提供のあとグループワークで話題の提供・情報交換が行われた。参加者がすべて担当者であったので、具体的な担当者としての悩みがよく判った。私は議員としての立場から「市民の多数がこのように考えている。」「市民の代表として行政にこのようなことを求めている」等の話をした。

同じ建物の中の住民自治協議会を一般社団法人化した、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」を視察した。「能登川地区まちづくり計画書」「令和4年度定時総会 議案書」等により説明を受けた。行政と自治協議会のあり方について改めて考えることができた。



費用

旅費： 786 円

研修参加費：

円

合計：

786 円

#NAME?

旅 程 明 細 書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会	氏名	福岡 正康
用務名(目的・場所)	小規模多機能自治推進ネットワーク 滋賀県東近江市能登川コミュニティセンター			
用務従事期間 (時間)	従事 月日	2 月 17 日	従事 時間	13:00~16:00
		月 日		~
		月 日		~

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	
				路程	運賃	急行料金						
				km	円	円	円	円	円	円	円	
2月17日	伊賀市	自家用車	東近江市能登川コミュニティセンター	64.0	393		393					
	東近江市能登川コミュニティセンター	自家用車	伊賀市	64.0	393		393					
計							円 786	円	円	円	円	
							合計	786				

令和5年2月16日

伊賀市議会議員 様

議員名

(自家用車提供者)

福岡正康

政務活動費自家用車使用届 (車賃計算書)

下記のとおり、調査研究等のため自家用車を使用しますので届け出ます。

調査年月日	5年2月17日 ~ 年 月 日		
目的地 (調査研究等場所)	東近江市麻生町262		
調査研究等の内容	小規模多機能自治推進ネットの調査		
自家用車使用経路	出発地	伊賀市中馬野535 (自宅)	
	到着地	能登川コミュニティセンター	
自家用車を使用する理由	所要時間が短縮され効率的であるため		
同乗者	なし		
自家用車の車種	型式	高速・有料道路利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		有料駐車場利用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		トヨタ プリウス	
		BBA-KGC 3.0	

以下、事務局記入欄

自家用車使用経路 (出発地~到着地)	走行距離 (km)	燃費値 (km/L)	自動車燃料 単価 (円)	ガソリン代 (円)
	A	B	C	A÷B×C
自宅 (伊賀市中馬野) ~ 能登川 コミュニティセンター	64.0	27.6	154	(357.7 × 1.1) / 27.6 = 392.7
能登川 コミュニティセンター ~ 自宅	64.0	27.6	154	(357.7 × 1.1) / 27.6 = 392.7
合計				786 円

(算出根拠) ※走行距離は、ルート検索ソフト等の地図上で計測する。(km 未満は切り捨て)

※燃費値は、国土交通省が公開する「自動車の燃費性能に関する公表」による。

※自動車燃料単価は、出発日の属する月の市の契約単価による。

小規模多機能自治推進ネットワーク会議

【近畿ブロック会議】

令和5年2月17日（金）13時～15時35分

東近江市 能登川コミュニティセンター

開会挨拶

趣旨説明

1 話題提供

- ① 『中間支援組織の役割と行政との関わり～明石市での取り組みから～』
一般財団法人明石コミュニティ創造協会 常務理事兼事務局長 柏木登起氏
- ② 『地域自治協議会における地域おこし協力隊の役割～The Cases in Asago～』
兵庫県朝来市まちづくり協働部市民協働課
- ③ 『東近江市の取組から見た協働へのアプローチ』
認定特定非営利活動法人まちづくりネット東近江 事務局長 森下瑠美氏
IAのとつど

11/19 9時15分
14時15分

【休憩】

- 2 小規模多機能自治推進ネットワーク会議について現状共有
事務局 雲南市 板持周治氏

- 3 グループワーク
相互の状況把握・課題の共有・対応策等（情報交換）

- 4 まとめ（情報共有・講評）

閉会

主催：小規模多機能自治推進ネットワーク会議

近畿ブロック幹事（東近江市総務部まちづくり協働課）

東近江市のまちづくり協議会

令和3年度 各地区の取り組み

